

用語解説

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等※1の一年間の活動が赤字※2となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模※3）に対する赤字額の割合です。黒字の場合、指標は算出されません。

※1 一般会計等とは、斜里町の場合、一般会計と国立公園内森林保全事業特別会計の合計です

※2 実質収支額のこと。歳入と歳出の差額および翌年度に繰り越すべき財源の合計です。

※3 標準財政規模とは、自治体が毎年だいたい使える金額のことです。町税や地方交付税の額などをもとに「このくらいの大きさの自治体ならこれくらいのお金を自由に使えるはず」という見積もりであり、実際の口座残高ではありません。大きな自治体と小さな自治体とを比較したときに、同じ赤字額でも「どれくらい大変な赤字なのか」を把握できるようになります。

○連結実質赤字比率

全会計※4合計の赤字※2の標準財政規模に対する割合です。黒字の場合、指標は算出されません。

※4 一般会計および森林会計・国民健康保険会計・介護保険会計・後期高齢者医療会計の特別会計と、水道会計・病院会計・公共下水道会計の公営企業会計を加えた合計のことです。

※2 補足 公営企業会計の場合、経常利益等ではなく、流動資産から流動負債などを引いた額「資金不足額・剰余額」のことです

○実質公債費比率

その年度に一般会計等が負担した元利償還金等※5に対する、その年度の標準財政規模に対する割合です。3カ年度の平均値で算定します。「毎年の実質的に公債費である支払いは、町の自由に使えるお金に対してどれくらいを占めるのか」がわかります。

※5 公営企業への繰出金や、負担金、債務負担行為が実質的に公債費であればそれらも加算します

○将来負担比率

一般会計の借入金（町債）等の残高に対する標準財政規模の割合です。「今後支払っていかねばならない借金は、町にとってどれくらい大きな負担なのか」がわかります。

○資金不足比率

公営企業の資金不足に対する営業収益の割合です。経営状況の深刻度を示します。

○早期健全化基準

健全化判断比率（4つの指標）のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。

○財政再生基準

健全化判断比率（3つの指標）のうちいずれかが財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定します。この計画は総務大臣の同意が必要となり、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等については、予算の変更等が勧告されます。

○経営健全化基準

各公営企業会計版の早期健全化基準です。資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。